

第1回企業年金の加入者のための運用等の見える
化等に関する懇談会
2025年10月7日

資料2

適切な商品選択に向けた取組

令和7年10月7日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

企業型DCにおける適切な商品選択に向けた取組①

適切な商品選択に向けた取組にむけて

- 企業型DCは、加入者ごとに拠出された掛金を加入者自身が運用し、運用結果に基づいて給付額が決定される。
このため、長期的観点から、加入者の老後資産の形成を行うためには、運営管理機関、企業、加入者の各段階において、適切な運用方法が選定されることが重要。特に、足下の物価が上昇する局面において、将来の実質的な購買力を確保できない可能性といったものは、十分考慮した上で、加入者が商品の選択を行うことができるように取り組んでいくことが重要。
- これまでも、加入者が適切に商品を選定する観点から、①継続投資教育の努力義務化、②運用商品提供数の抑制、除外規定の整備、③指定運用方法の規定の整備、④多様な商品の提示の促進、⑤運営管理機関の定期評価等について、制度改善等を行ってきた。
- 加入者の商品選択の状況としては、投資信託等の割合が年々増加し、20代～40代は7割を超えている。また元本確保型のみで運用している者については、全体の約2割と、年々減少している。

【事業主】

- 企業型DCを実施する事業主は、適切な事業運営に取り組む中で、①（運営管理機関に委託している）商品の選定、評価、見直し、②投資教育の実施等により、加入者が適切に商品を選択できるよう、継続して取り組んでいく必要がある。
- 企業型DCを実施する事業主の取組としては、
 - ・投資教育の実施（実施割合：約7～8割）
 - ・商品のモニタリングの実施、見直しの実施（実施割合：約3～4割）
 - ・運営管理機関の評価の実施（実施割合：約4～5割）といった実施状況であるが、今後ともこれらの取組の推進を進めていくことが重要。

企業型DCにおける適切な商品選択に向けた取組②

適切な商品選択に向けた取組にむけて

【運営管理機関】

- 運営管理機関においては、事業主から委託を受けて運用商品の選定・提示を行い、加入者は提示された商品ラインナップから、運用する商品を選択している。
- 選定している運用商品のラインナップについて、適切にモニタリングをし、その結果を踏まえた適時の見直しを提案していくことが求められる。
- また、運営管理機関のユニバースの一覧について、HPに開示をすることとされているが、そうした情報提供の在り方についても、事業主のニーズも踏まえつつ、対応をしていくことが重要。

【適切な商品選択に向けた取組の推進に向けて】

- 事業主の取組を推進するため、
 - ・ 厚労省HPにおいて、継続投資教育のページの充実を図る等、情報発信の拡充。
 - ・ 事業主が取り組むべき事項を整理したガイドブックを作成し、厚労省HP、運営管理機関等を通じて周知。
- また、運営管理機関に対しても、事業主と連携した加入者等の最善の利益を勘案した商品選定、適時適切な商品入替、効果的な投資教育の実施等を促すといったことを通じて、適切な商品選択に向けた取組を推進。
- 企業年金の運用等の見える化を通じて他社との比較や分析ができるような環境を整え、企業年金を行う主体やその加入者などが、加入者等の最善の利益のために運営を改善できるようにする。

Ⅶ. 資産運用立国の取組の深化

2. 家計の安定的な資産形成

①若者から高齢者まで全世代の国民が金融リテラシーを向上させながら、一人一人のライフプランに沿った形で資産形成を行うための環境整備

確定拠出年金（iDeCo及び企業型DC）については、令和7年度税制改正大綱に盛り込まれた、賃金上昇の状況を勘案した拠出限度額の引上げの速やかな実現を目指す。老後に向けた資産形成を促進する観点から、拠出実態を踏まえ、拠出限度額の考え方について、各国の制度も参照しながら、次期年金制度改革までに検討し、その結果に基づき適時に引上げを行う。

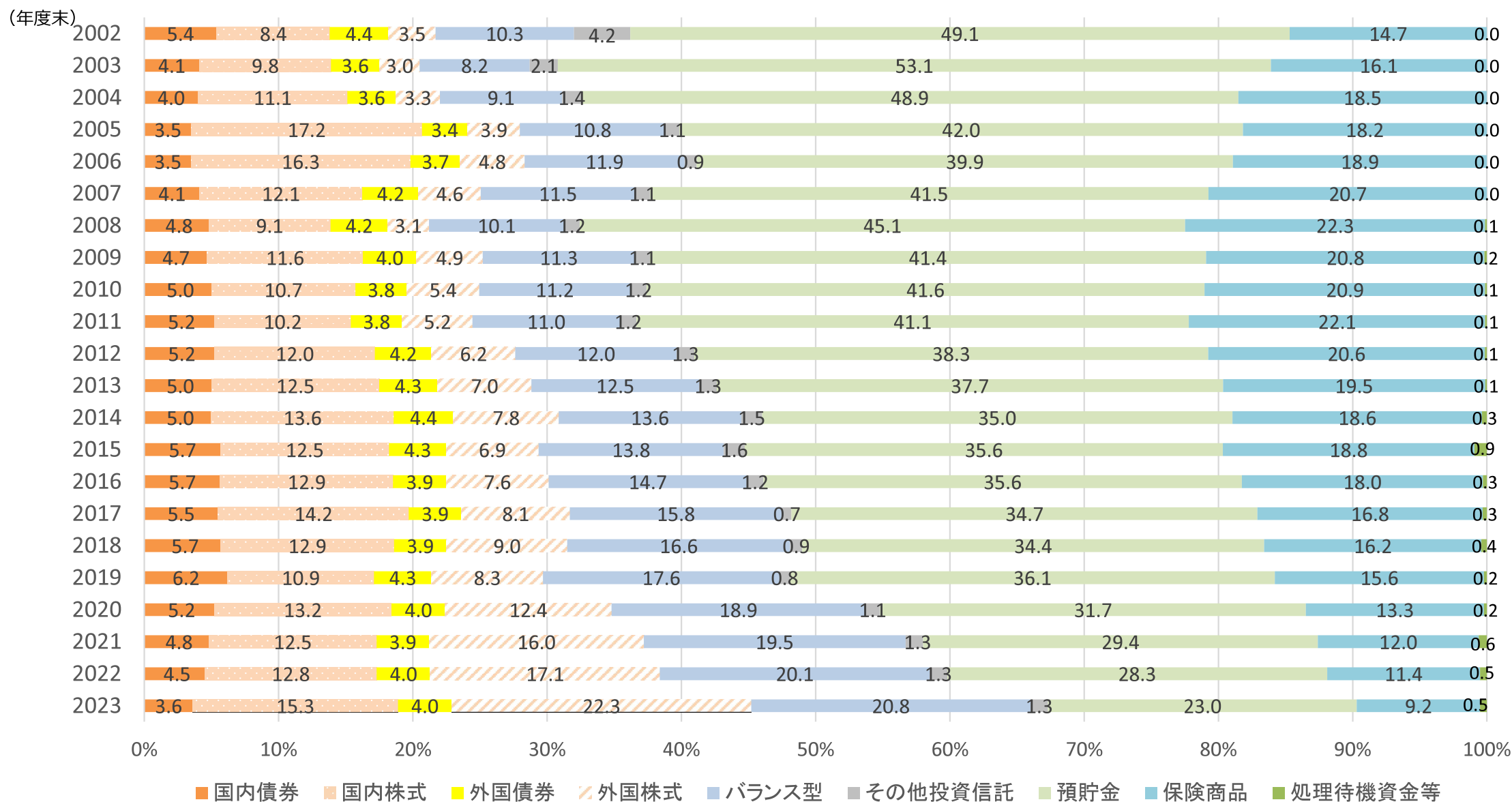
企業型DCについて、足元の物価が上昇する市場環境下において、元本確保型商品では実質的な購買力を確保できない可能性があることについて、事業主は加入者に対してより丁寧に説明するとともに、必要に応じて指定運用方法を含めた運用商品の構成の見直しを検討するよう促す。

確定拠出年金については、NISAと比較して多数の主体が関与する制度となっていることを踏まえ、厚生労働省は、内閣官房や金融庁など関係省庁の協力の下、手続の簡素化・コストの低減等の改善につながるよう、iDeCoにおけるプラットフォームとしての国民年金基金連合会の役割を含め、拠出限度額の管理や情報連携などについての大胆な改革について、本年度中に検討に着手し、できるものから速やかに実施する。

企業年金（DB及び企業型DC）の運用状況等の情報開示に向け、厚生労働省が情報を集約し公表することとされているが、必要に応じてデジタル庁とも連携しながら、その早期実現を図る。

企業型DCの資産構成割合の推移

○ 企業型DCにおける投資信託等の割合は年々増加しており、2023年度末では67.3%となっている。

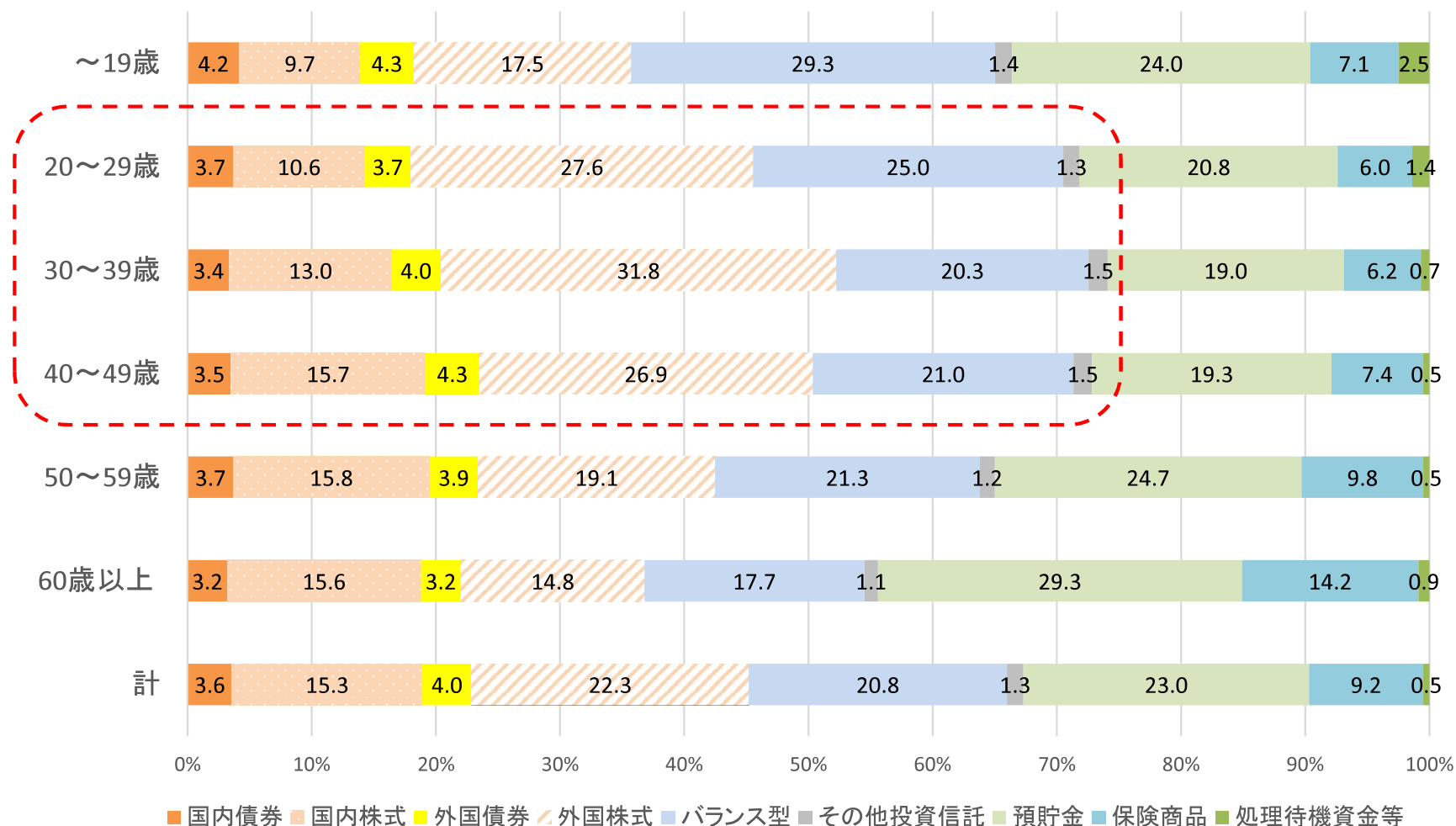


(注) 「その他投資信託」は、MMF及び「投資信託・金銭信託等のうち投資対象がREIT、自社株、コモディティ等」※企業型DCは2001年10月開始。

(出所) 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」より厚生労働省作成

企業型DCの年代別資産構成割合

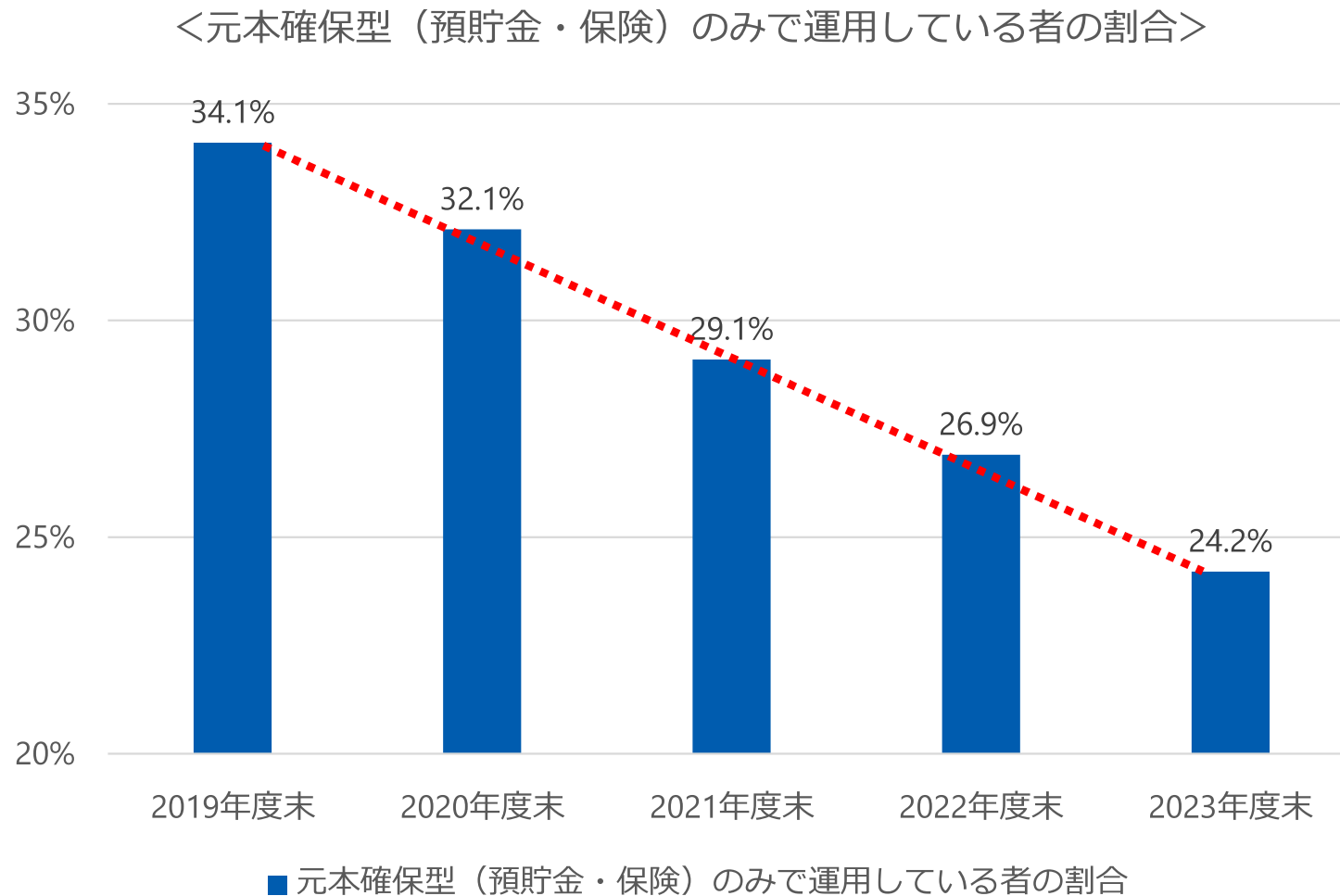
- 年代別に企業型DCの資産構成をみると、特に20～40代では投資信託等の割合が7割以上となっている。
(20代：71.8%、30代：74.0%、40代：72.9%)



(注) 「その他投資信託」は、MMF及び「投資信託・金銭信託等のうち投資対象がREIT、自社株、コモディティ等」
(出所) 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料(2024年3月末)」

企業型DC加入者における運用商品の選択状況

- 企業型DC加入者が指図する運用商品について、元本確保型（預貯金・保険）のみで運用している者の割合は年々低下している。



（出所）運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料（2024年3月末）」より厚生労働省作成

DCの運用方法等に係る加入者への情報提供

- 運用関連運営管理機関等が企業型年金加入者等に情報を提供する場合にあっては、以下のとおり、提示する運用の方法の全体構成に関する情報のほか、各運用の方法に関する情報を加入者等に提供するものとされている（法第24条、施行規則第20条）。
- また、運用関連運営管理機関は自身の選定した運用の方法の一覧をインターネットで公表することとしている（法第23条、施行規則第19条の3）。

1. 運用の方法の内容（次に掲げるものを含む。）に関する情報
 - イ 利益の見込み及び損失の可能性に関する事項
 - ロ 運用の方法に係る資金の拠出の単位又は上限額があるときは、その内容に関する事項
 - ハ 運用の方法に係る利子、配当その他の利益の分配方法に関する事項
2. 過去十年間（当該運用の方法の過去における取扱期間が十年間に満たない場合にあっては、当該期間）における当該運用の方法に係る利益又は損失の実績
3. 個人別管理資産に係る運用の方法ごとの当該運用の方法における持分に相当する額（手数料、報酬その他の当該運用の方法に係る契約の変更又は解除に要する費用に相当する額を控除した額）の計算方法
4. 運用の方法を選択し、又は変更した場合に必要な手数料その他の費用の内容及びその負担の方法に関する情報
5. 次のイから二までに掲げる運用の方法の区分に応じ、当該イから二までに掲げる情報
 - イ 預貯金の預入 預金保険制度等の対象となっているか否かについての情報
 - ロ 金融債の売買 預金保険制度等の対象となっているか否かについての情報
 - ハ 金銭信託の預入 預金保険制度等の対象となっているか否かについての情報
 - ニ 生命保険又は損害保険への保険料の払込み 保険契約者保護機構による保護の対象となっているか否かについての情報
6. 金融サービスの提供に関する法律 第四条第一項に規定する重要事項に関する情報
7. 前各号に掲げるもののほか、企業型年金加入者等が運用の指図を行うために必要な情報

運用の方法の公表例

- 運営管理機関ごとに、運用の方法の一覧の公表のあり方は異なっている。

<公表例①>

名称	分類・地域	基準価額 (前日比)	ファンド レーティング	トータルリターン			信託報酬	比較
				○か月 △▽	○年 △▽	○年 △▽		
Aファンド	国際/国内 株式/債券 グローバル/エマー ジング	〇〇〇 (±〇)	★★	〇%	〇%	〇%	〇%	☐
...	...	...	...	...	...	...		
...	...	...	...	...	...	...		
...	...	...	...	...	...	...		
...	...	...	...	...	...	...	...	...

チェックしたファンドに
限定して、比較できる

<公表例②>

分類	名称	略称名	商品提供機関	商品情報	実績
投資信託	Aファンド	A DC	A金融機関	目論見書	月次レポート
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...		
...	...	...	...		
...	...	...	...	...	...

別の画面・資料に遷移すると
内容を確認できる

(出典) 運営管理機関による公表サイトをもとに厚生労働省作成。

(注) 特定の運営管理機関を想定して記載したものではなく、各運営管理機関の公表事例を一般化してまとめたものであることに留意。

商品情報の公表状況

- 運営管理機関のホームページ上では、信託報酬については多くの運営管理機関において個別に目論見書等のPDFファイルを開かなくても閲覧できるようになっているが、他の項目では、その比率が低い。

＜運営管理機関の商品ユニバースの商品情報の公表状況（2024/9末）＞

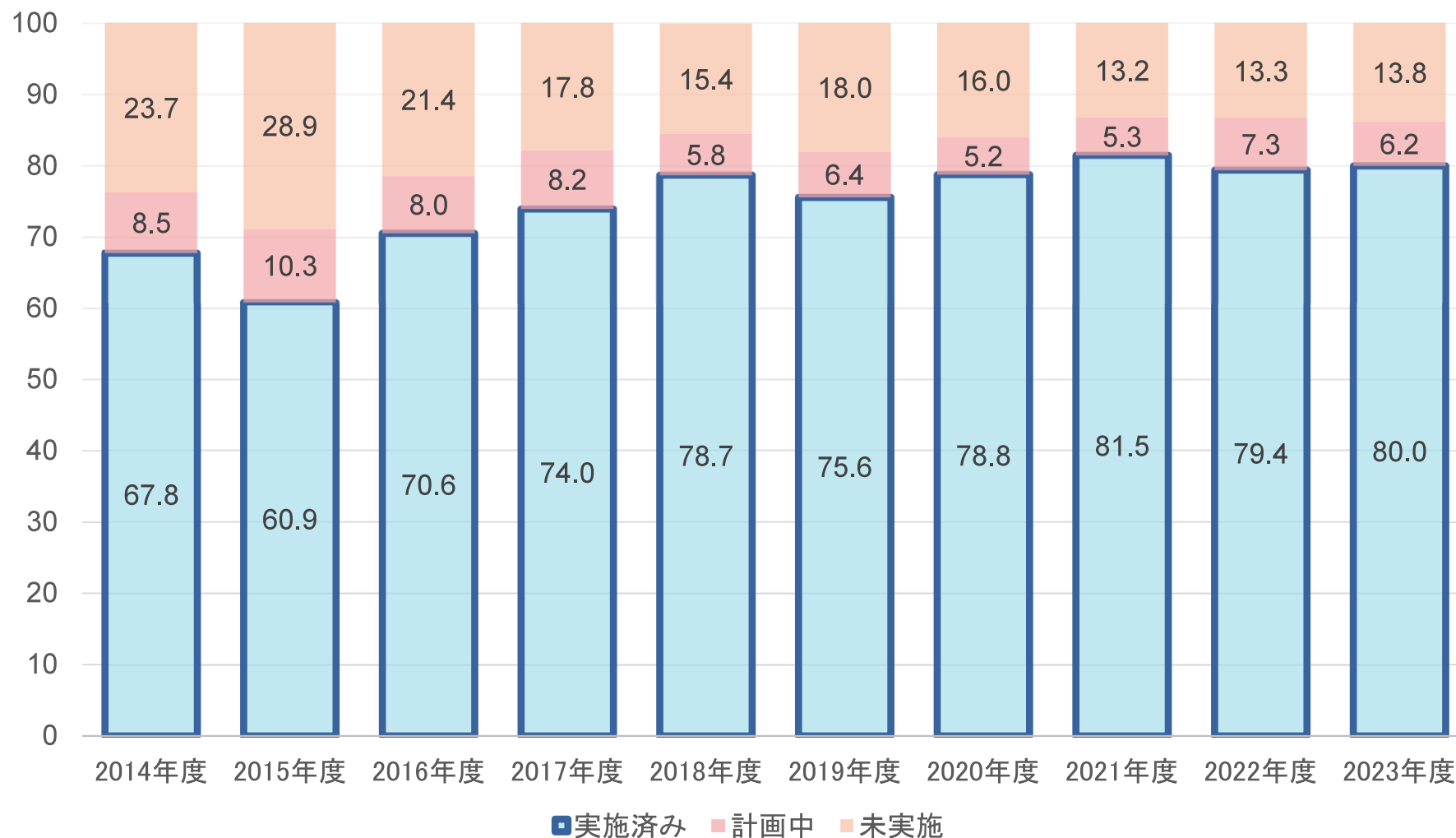
	預貯金	保険	投資信託		
	利率	保証利率	信託報酬率	リターン	リスク
主要行	20%	20%	100%	20%	0%
生保	14%	14%	86%	14%	0%
損保	60%	40%	100%	40%	0%
証券等	27%	18%	73%	18%	18%
地銀・信金・労金	33%	19%	86%	30%	13%
その他	36%	36%	50%	36%	29%
合計	32%	22%	81%	29%	13%

※個別にPDFを開かなくても閲覧できるようになっている運営管理機関数の割合

継続投資教育の実施状況

- 継続投資教育の実施率は、過去10年間でみると向上しつつある。なお、直近の継続投資教育の実施状況としては約8割で推移している。

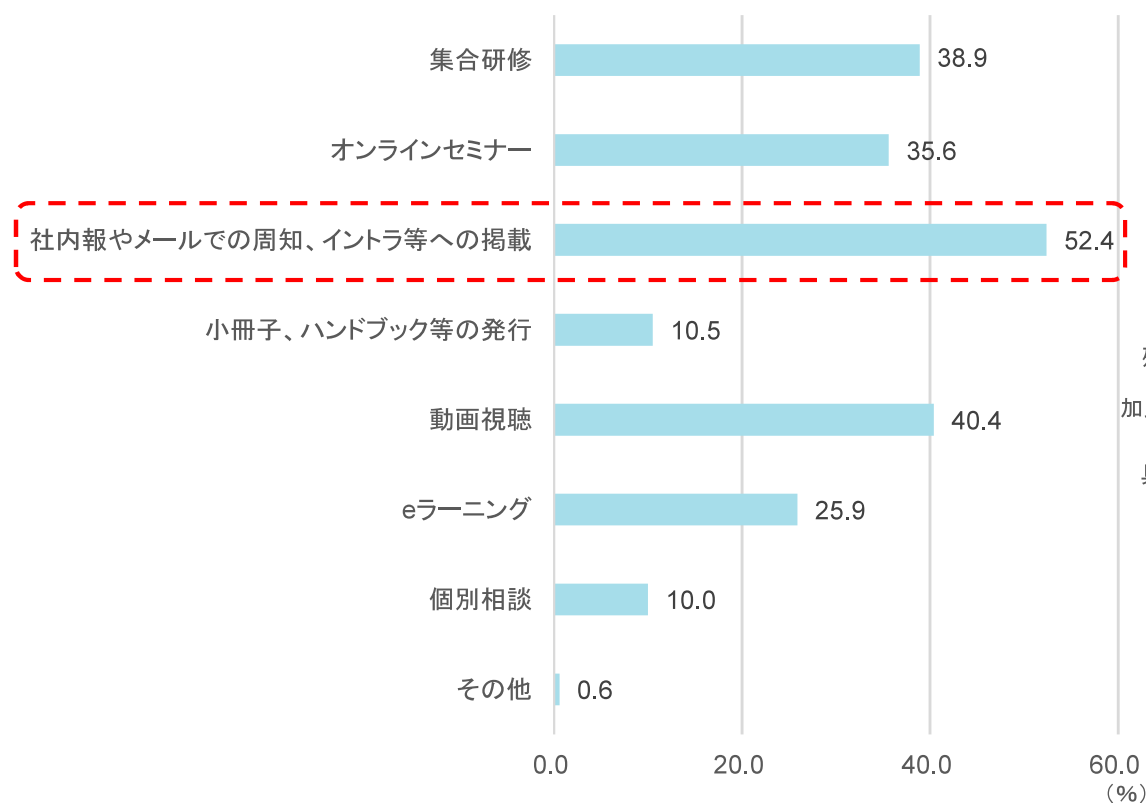
＜継続投資教育の実施状況＞



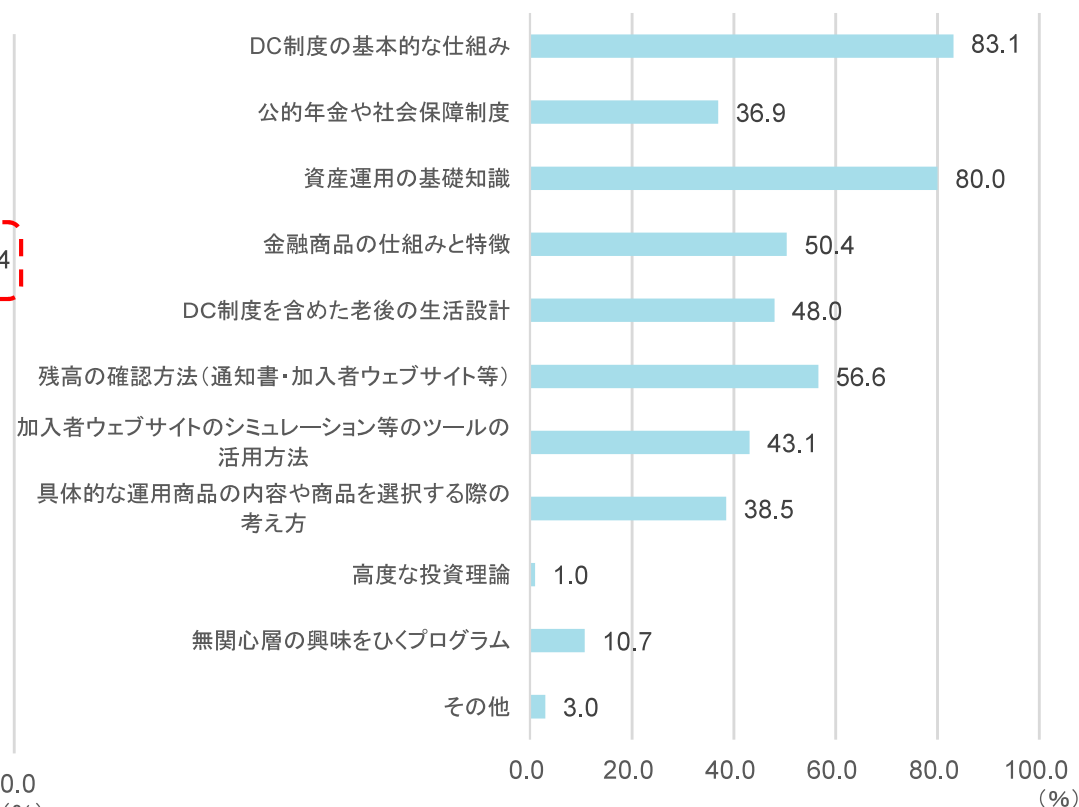
継続投資教育の具体的内容

- 継続投資教育の手法としては、多くの事業主が「社内報やメールでの周知、イントラ等への掲載」を実施。
- 継続投資教育は、「DC制度の基本的な仕組み」、「資産運用の基礎知識」等を内容としているものが多い。

＜継続投資教育の手法（複数回答可）＞



＜継続投資教育の内容（複数回答可）＞



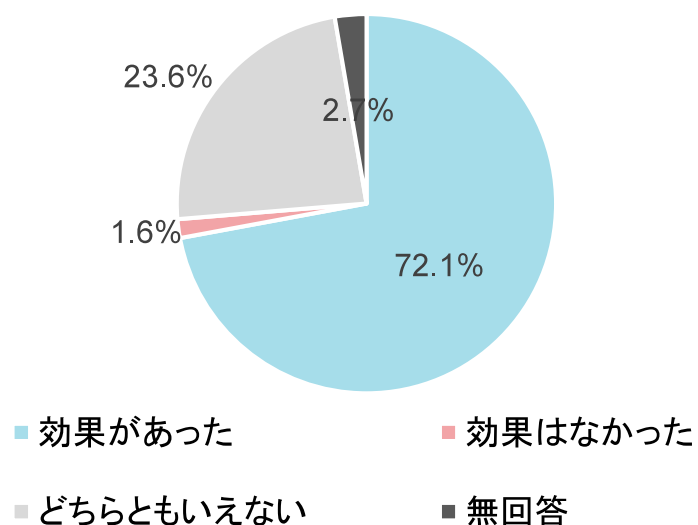
（出所）企業年金連合会「2023（令和5）年度 企業型確定拠出年金実態調査結果」より厚生労働省作成
 ※ 継続投資教育を実施していると回答した企業の担当者を対象。n=638

（出所）企業年金連合会「2023（令和5）年度 企業型確定拠出年金実態調査結果」より厚生労働省作成
 ※ 継続投資教育を実施していると回答した企業の担当者を対象。n=629

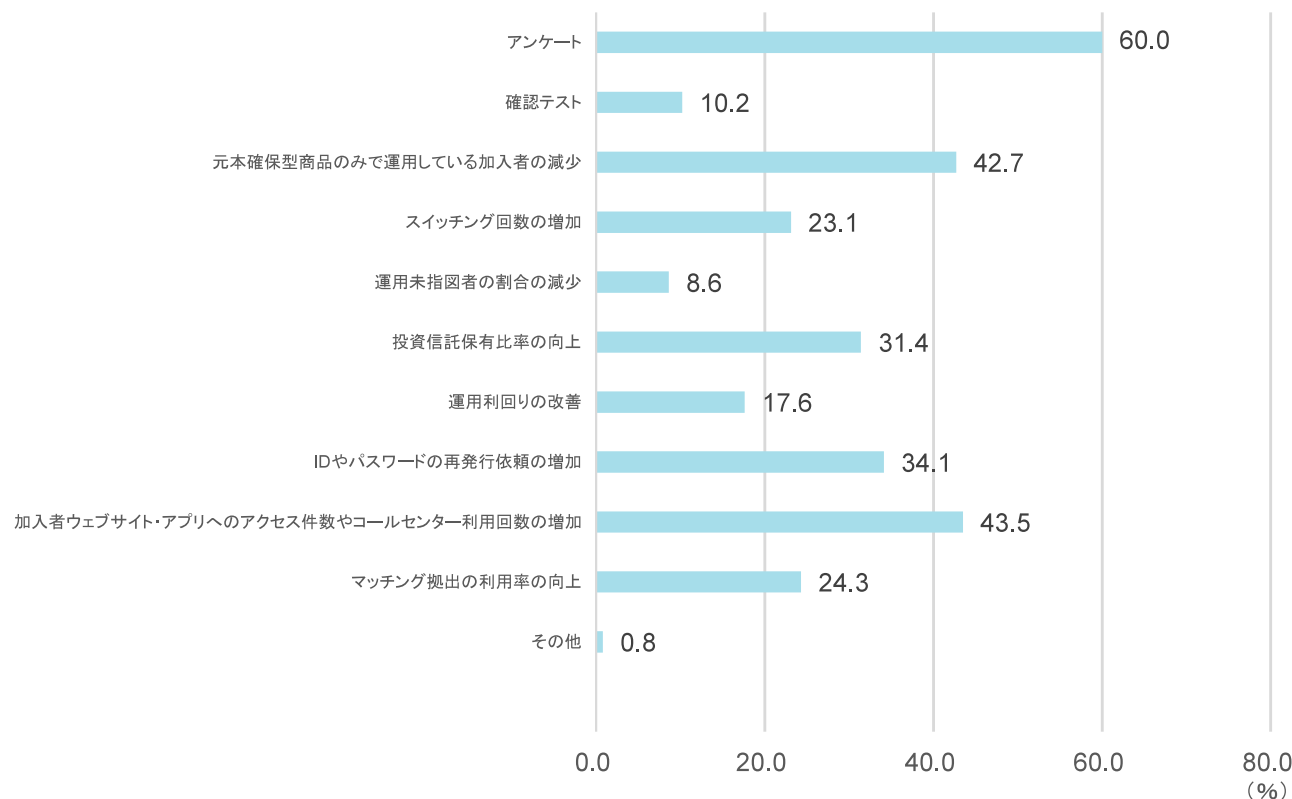
継続投資教育の効果

- 継続投資教育の実施により、約7割の事業主が効果があったと回答している。
- 効果の検証方法として、「アンケート」、「加入者ウェブサイト・アプリへのアクセス件数やコールセンター利用回数の増加」、「元本確保型商品のみで運用している加入者の減少」などが挙げられている。

＜継続投資教育の効果の検証＞



＜効果の検証方法（複数回答可）＞



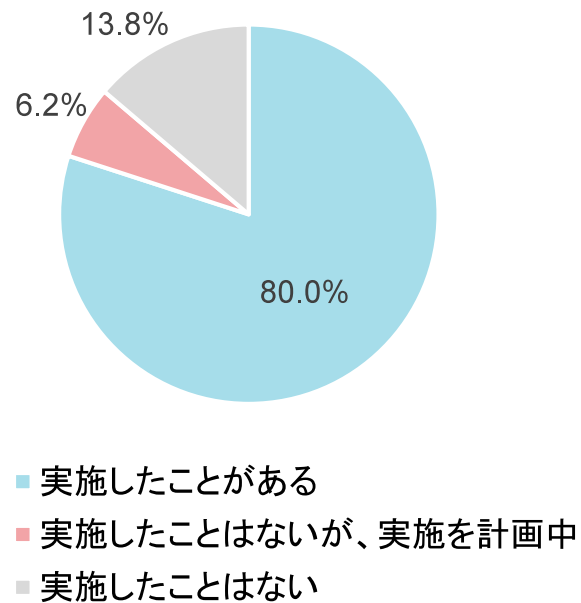
（出所）企業年金連合会「2023（令和5）年度 企業型確定拠出年金実態調査結果」より厚生労働省作成
 ※ 継続投資教育を実施していると回答した企業の担当者を対象。n=258

（出所）企業年金連合会「2023（令和5）年度 企業型確定拠出年金実態調査結果」より厚生労働省作成
 ※ 継続投資教育を実施しており、投資教育の効果があったと回答した企業の担当者を対象。n=255

継続投資教育を実施していない理由

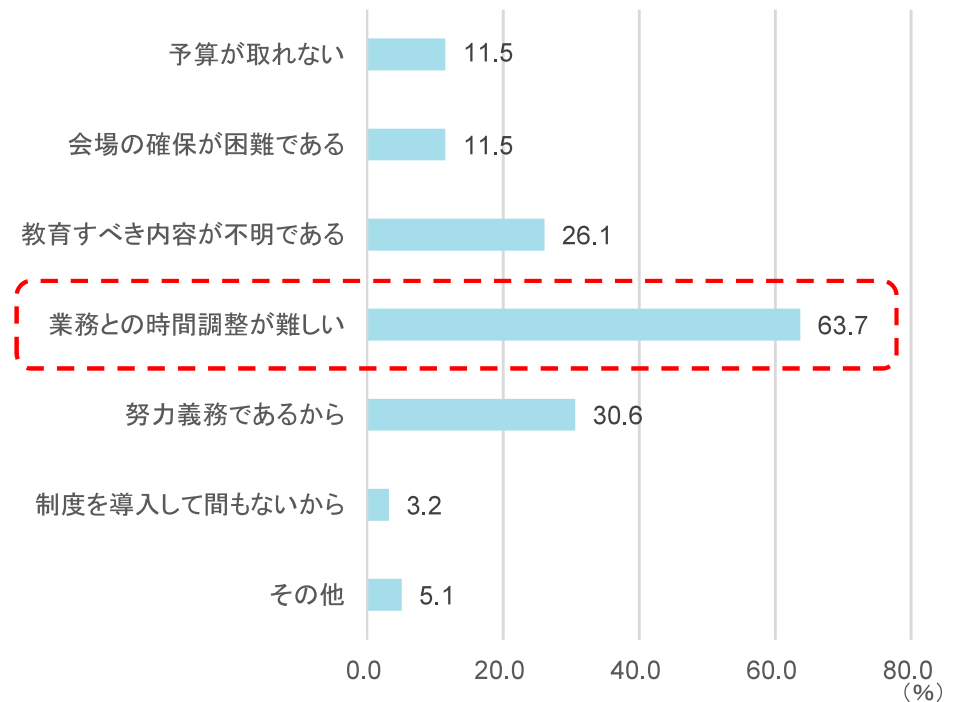
○ 継続投資教育を実施していない理由としては、「業務との時間調整が難しい」が6割強となっている。

＜継続投資教育の実施状況＞



(出所) 企業年金連合会「2023（令和5）年度 企業型確定拠出年金実態調査結果」より厚生労働省作成
※ n=838

＜継続投資教育を実施していない理由（複数回答可）＞

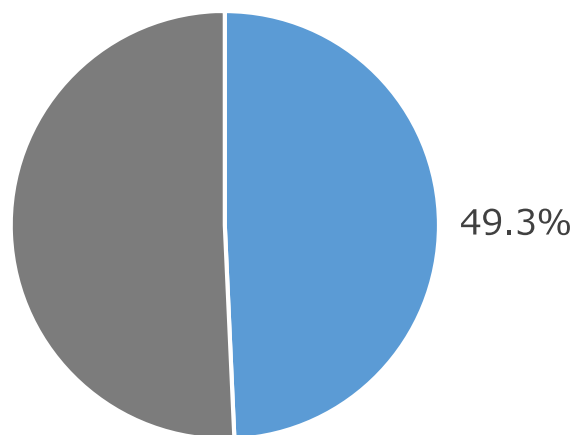


(出所) 企業年金連合会「2023（令和5）年度 企業型確定拠出年金実態調査結果」より厚生労働省作成
※ 継続投資教育を実施していないと回答した企業の担当者を対象。n=157

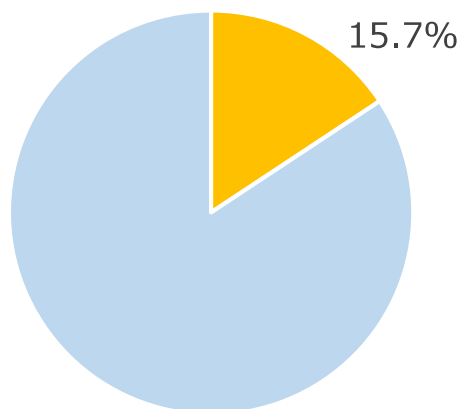
指定運用方法の設定（企業型DC）

- 2016年改正において、加入者による運用の指図が行われない場合、一定期間（特定期間や猶予期間）を経た後は加入者の指図とみなす効果を有する「指定運用方法」の規定を整備。
- 指定運用方法を設定している事業所の割合は全体の49.3%。うち、元本確保型商品を設定している事業所の割合は77.9%。指定運用方法を設定している事業所の加入者等のうち、指定運用方法の適用加入者等の割合は、15.7%。

指定運用方法の設定事業所の割合

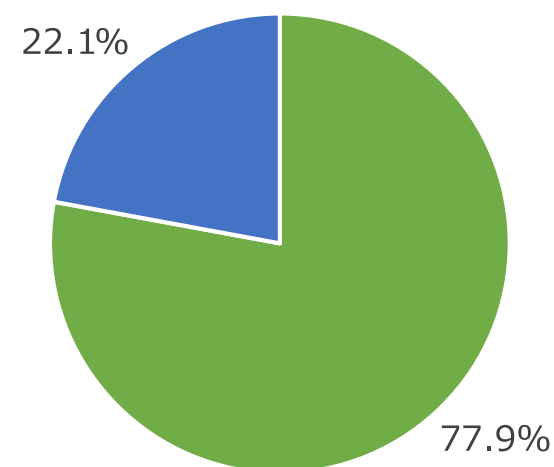


指定運用方法を設定している事業所の加入者等のうち、指定運用方法の適用加入者等の割合



指定運用方法の商品構成

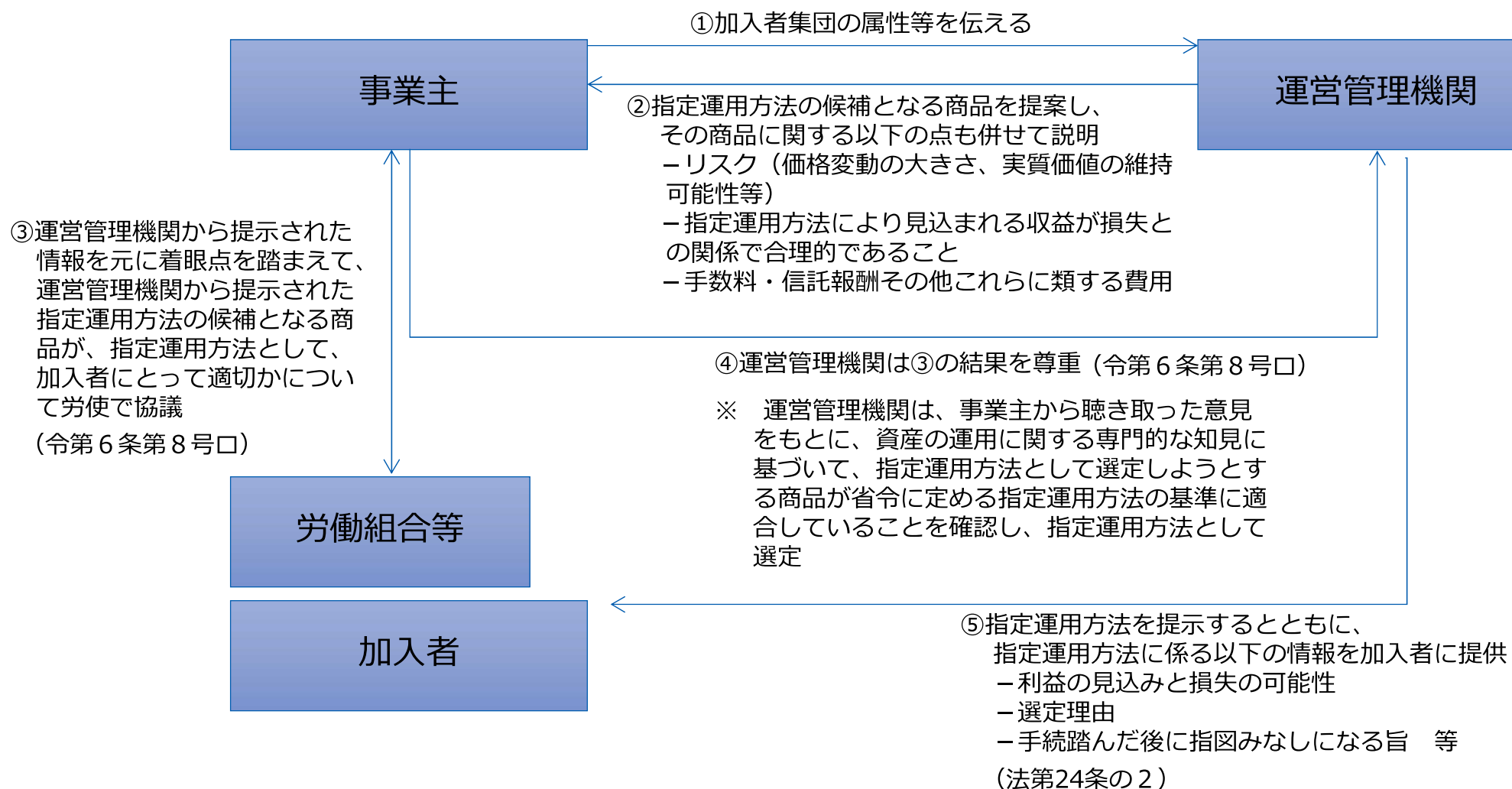
（事業所毎）



■ 元本確保型商品
■ 非元本確保型商品

（参考）指定運用方法の選定・提示プロセス

- 指定運用方法については、運営管理機関による選定・提示と、それを受けた労使での検討が基本となる。
- まずは事業主と運営管理機関の間で連携し、選定・提示の前提となる加入者集団の属性等についての情報を共有することが重要となる。



適切な商品選択に向けた投資教育に関する事例

- 実施形態としては、セミナー開催など情報へのアクセスの容易性、受講者への訴求効果を考慮した事例が多い。
- 運用商品の追加・除外時や関心が薄い者への対応など、目的に応じた投資教育上の工夫も見られる。

投資教育に関する事例

<投資教育の実施形態>

- 双方向型の研修を行えば、理解の浅い者に対して分かるまで説明できるため、投資教育では双方向型の研修方法をメインに採用している。
- 事業所が全国に点在していることから、オンライン研修（ライブ配信）で実施した。当日参加できなかった社員には録画したものを視聴してもらうことで、全員に同じ情報が行き渡り、公平性の確保を図ることができた。
- 全員受講を義務付けたeラーニングで基礎知識の定着を図り、社内メールによる定期的な情報発信を行ったところ、加入者用Webサイトのアクセス数が伸びた。
- 確定拠出年金制度全体に対する理解・関心の向上を目的として、社内報での情報提供（1回/月）、個人宛てニュースレターでの情報提供（2回/年）、制度説明用小冊子の配布などに取り組んだところ、運用未指図者の減少が見られた。無関心層への働きかけに若干の効果があつた。
- 多くの社員が目を通す社内報を活用して、制度の紹介に努めた。イラストや図表を活用して、制度の案内や運用実態の紹介などを行ったところ好評であった。
- 月1回、確定拠出年金情報を社内掲示板（イントラネット等）に掲載しメールにて案内しているほか、社内の福利厚生ガイドブックに確定拠出年金の内容を掲示した。また、全社員分の加入者用Webサイトのパスワードを再交付してもらい、継続教育当日に参加者に配布してサイトアクセスのデモンストレーションを行ったところ好評であった。

適切な商品選択に向けた投資教育に関する事例

投資教育に関する事例

<運用商品の追加・除外時の投資教育>

- （追加）運用商品の追加にあたって、商品説明だけではなく、会社として新商品を追加するねらいをじっくり説明するように心がけた。特に欠けていたアセットクラスに投資できる選択肢が追加されることが理解されてか、一定の資産が新商品に預け替えられたようだ。
- （除外）運用商品の除外にあたっては、丁寧な説明を行い同意を取得、除外日になるまで運用指図を行うようアドバイスを繰り返した。照会に集中的に対応する窓口（メール含む）を社内に設けた効果もあってか、多くの加入者が自ら運用指図を行い、除外日を迎えることができた。

<関心が薄い者への対応>

- 制度の理解度を確認するための簡単なクイズを設定して参加者に回答させた上で、継続教育を始めたところ、自身の理解状況を把握した上での受講となったおかげで参加者の受講意識が大きく向上し、理解度も高いものとなった。
- 継続教育の対象に応じて媒体の使い分けを試みた。制度の関心が低い者については集合研修をベースに、関心が高い者にはeラーニング等の活用を薦めるなどしてそれぞれの満足度を高める工夫を行っている。

<指定運用方法を採用している場合の投資教育>

- 新入社員に対しての確定拠出年金制度の説明会では、指定運用方法の意義や手続きについてしっかり説明を行い、またできる限り自分で運用指図を行うよう求めている。現場でもこれにあわせて、書類の提出を促すよう取り組みを進めた結果、運用未指図のまま指定運用方法で運用する者はゼロとなっている。

<投資教育実施後の情報収集と効果の検証>

- 人事部・企業年金事務局・労働組合で定期的な情報交換の場を設け、前期の投資教育の取り組みについて報告を行い、また今期はどのような取り組みを行うか意見交換を行うなどして、効率的な投資教育の実施に努めている。
- 投資教育を実施した後に参加者にアンケートをお願いし回収したところ、説明が分かりにくいところや関心の高い部分について意見を収集することができた。次回以降の開催については講師を担当する運営管理機関に連絡をし、説明方法の改善ができた。

適切な商品選択に向けた投資教育に関する事例

投資教育に関する事例（参考）

ケース1 セミナー

- 対象：元本確保型商品の選択率が高い企業の従業員
- 概要：**企業と協力**し、全員出席を原則とした。
セミナー時に自身の状況を把握できるよう、**加入者毎に自身の資産残高と運用利回りを個別に資料配付**。
併せて、運用方法の変更に必要な**専用サイトへのログインパスワードを個別に配付**。その場で**運用方法の変更方法を解説**。
- 結果：セミナー実施前後で、加入者全体の投資信託での運用割合が約2倍となった。

大手生保

ケース2 動画

- 概要：従業員の視聴率向上のため**DC制度の解説動画**をDC加入者専用サイトではなく**企業の社内HPに掲載**。
その後、**企業の協力**を得て、**掛金配分指定書を従業員全員に配布・回収**。
- 結果：加入者の掛金投信配分比率が約30%から約60%へ高まった。

大手証券

ケース3 支援ツール

- 概要：ウェブアプリで、**自身の運用実績と社員全体の運用実績を比較する機能**を実装。自身の位置を把握できるようにした。
自社の**モデル昇格パターンによる掛金上昇等を考慮**できるようにし、**定年時の受取可能額の精度の高いシミュレーション**を実施。
- 結果：アプリの導入後4か月程度で、従業員の1/3程度が商品を見直した。

企業

※ 他社向けにも
サービス展開

ケース4 支援ツール

- 無関心層へ届くよう、**社用スマホにDCアプリが自動でダウンロード**される仕組みとし、必要な情報をスマホにポップアップ表示。
- **元本確保型商品のみで運用する者のアプリには**、他の加入者と異なり、**バランス型投資信託について情報提供**するなど表示画面を変更。

大手信託

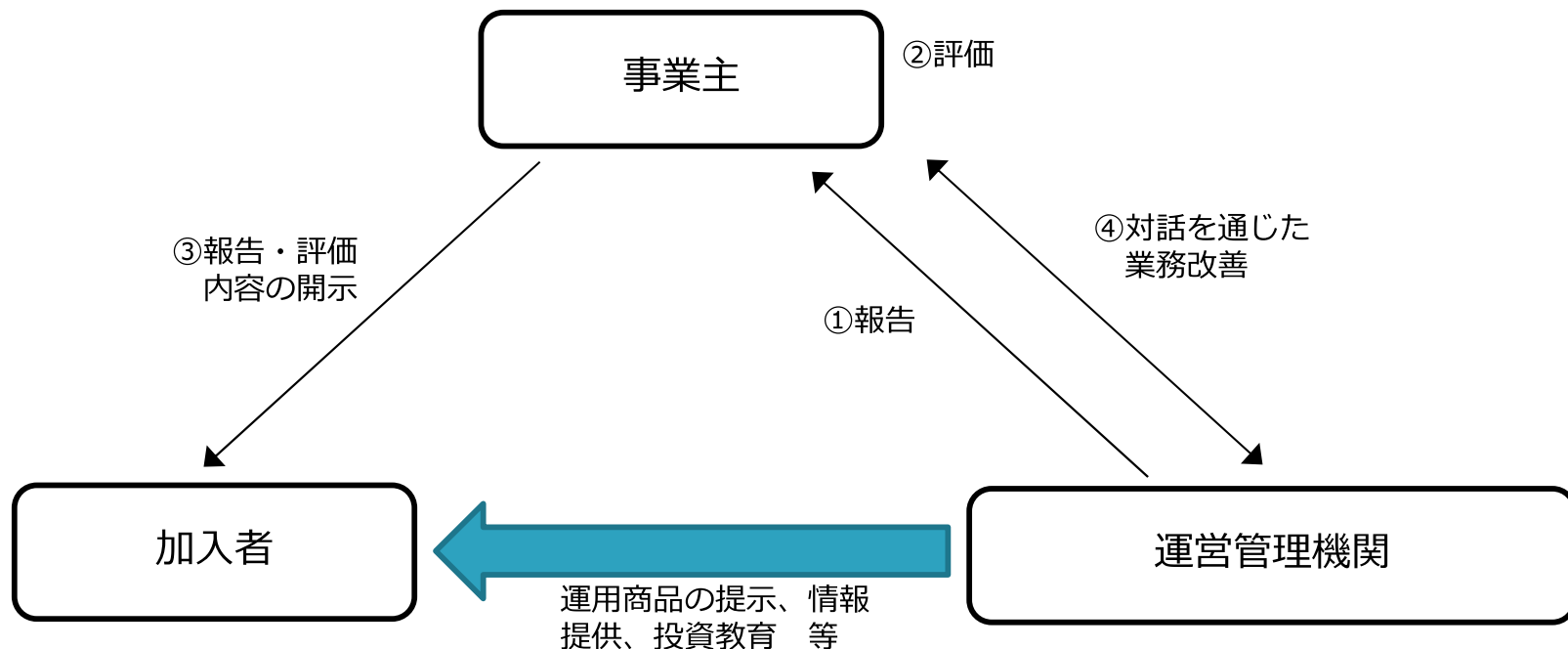
ケース5 支援ツール

- 5つの質問の回答により加入者のリスク許容度を判定。その結果を踏まえて**資産配分バランスを提案するロボアドバイザー**を導入。
- 加入者が「何を選べばよいか分からない」と迷うことがないよう、資産配分を実現するための具体的な商品一覧を商品ラインナップから抽出して表示。

メガバンク

運営管理機関の選任と評価

- 企業型確定拠出年金（企業型DC）においては、実施主体である事業主は、実務の多くを運営管理機関に委ねることとなる。
- その運営管理機関のサービスの内容等は加入者等の資産運用に影響を及ぼす非常に重要な要素であることから、制度導入時には、原則として複数の運営管理機関の専門的能力の水準、提示されることが見込まれる運用の方法、業務・サービス内容、手数料の額等を比較検討し、選任を行うこと、また、選任理由を加入者等に提示することを求めている（法令解釈通知）。
- また、運営管理業務を委託する事業主は、委託した運営管理機関を少なくとも5年ごとに評価し、運営管理業務の委託について検討を加え、必要に応じて運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない（法第7条4項）。
- 事業主による運営管理機関の評価に際し、事業主が運用関連運営管理機関によって提供されているサービスの相対的な比較を可能とする等の観点から、運用関連運営管理機関が自身の選定した運用の方法の一覧をインターネットで公表することとした（施行規則第19条の3）。

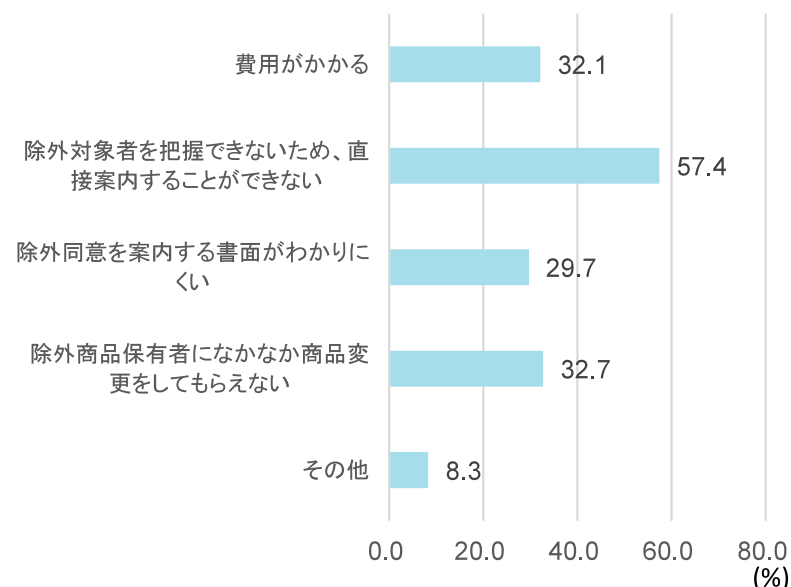
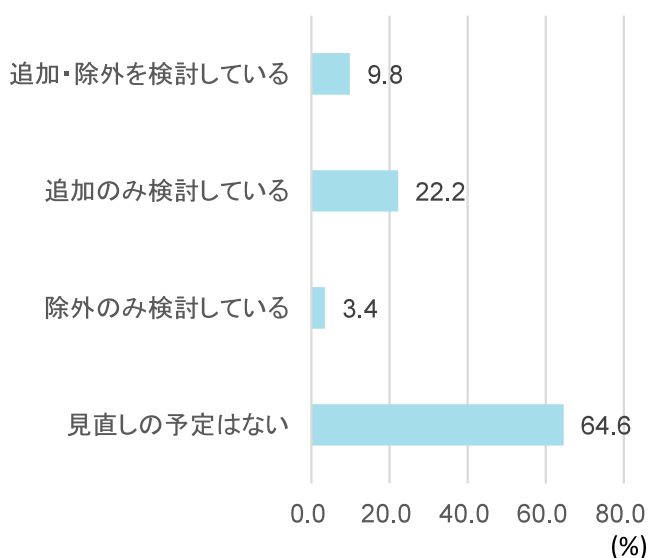
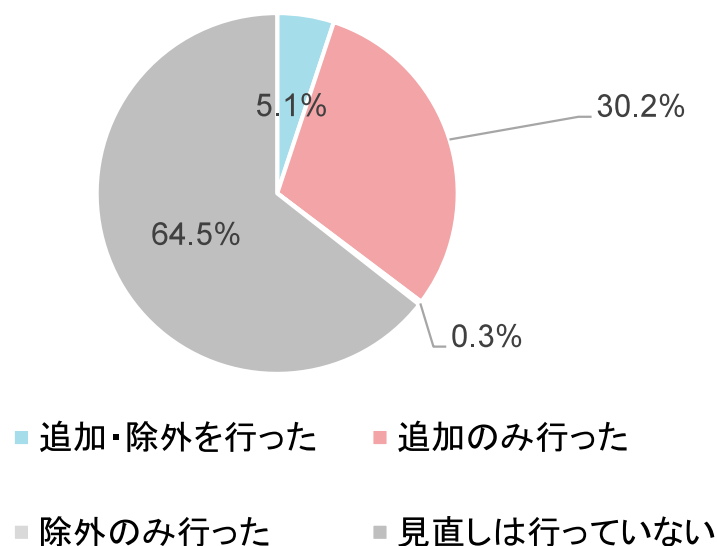


(※) 「法」・・・確定拠出年金法（平成13年法律第88号）「施行規則」・・・確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号）
「法令解釈通知」・・・確定拠出年金制度について（平成13年8月21日年発第213号）

運用商品のモニタリング状況

- 運用商品のラインアップの見直しを実施していると回答した先は3.5割程度、運用商品のラインアップの見直しを検討していると回答した先は3.5割程度。
- 運用商品除外にあたっての課題として最も多く挙げられているのは「除外対象者を把握できないため、直接案内することができない」ということ。

<運用商品ラインアップの追加・除外> <運用商品のラインアップの見直しの検討状況> <運用商品除外にあたっての課題（複数回答可）>

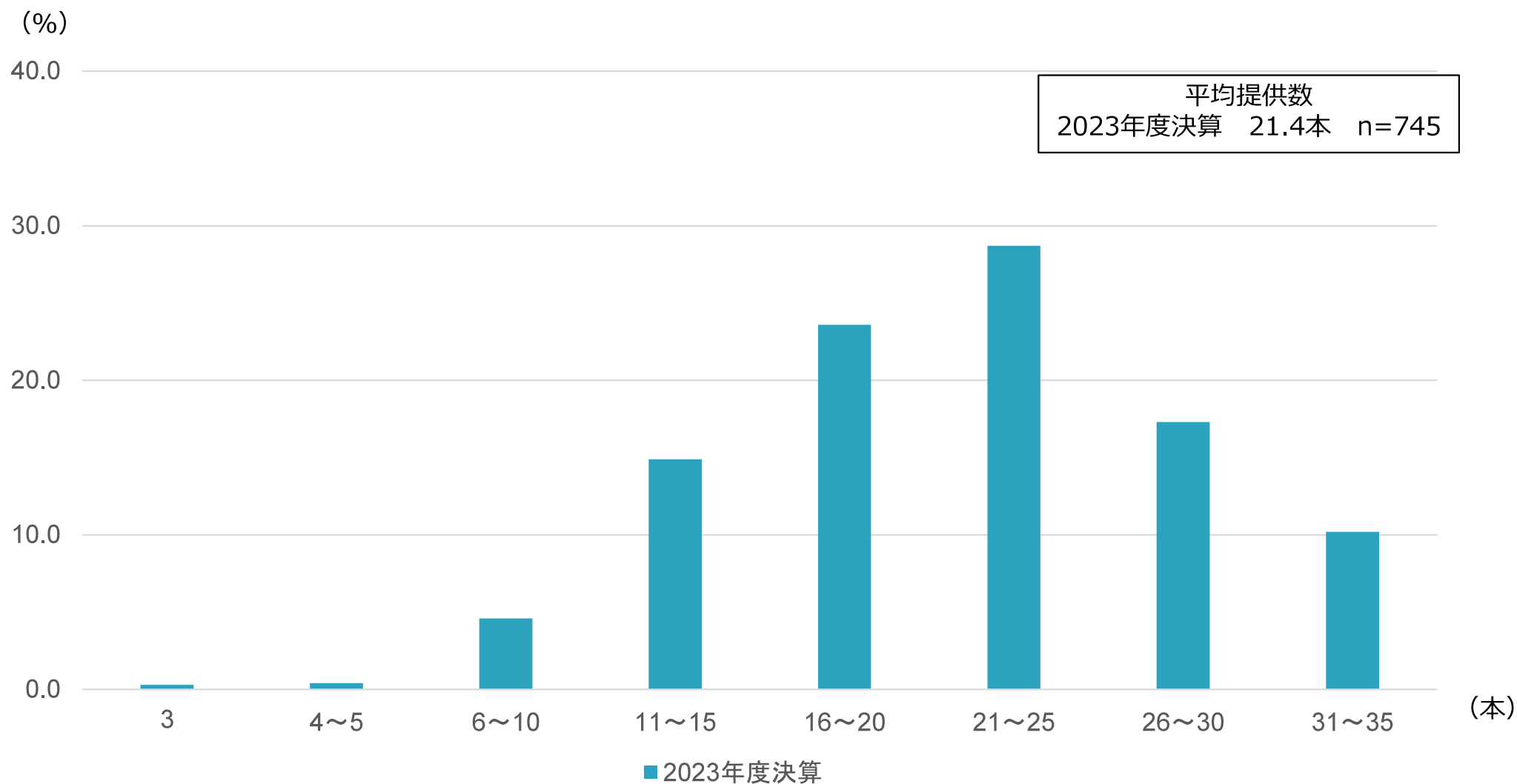


(出所) 企業年金連合会「2023（令和5）年度 企業型確定拠出年金実態調査結果」より厚生労働省作成
 ※ それぞれn=799（左）、n=797（中央）、n=563（右）

運用商品の提供に関する状況

- 運用商品本数を21～25本の範囲で提示している企業の割合が最も高く28.7%で、加入者に提示している運用商品の本数の平均は、21.4本となっている。

＜運用商品本数の分布＞



運営管理機関の具体的な評価項目

- 事業主が運営管理機関に委託している運営管理業務の評価すべき項目や手法は、企業の規模や加入者等の構成、制度導入からの定着度、投資教育を運営管理機関に委託している場合はその充実度などにより、それぞれの事業主において異なるものであると考えられるが、少なくとも以下の具体的な評価項目について、運営管理機関から報告を受け、運営管理業務の実施状況について評価を行い、その報告内容や評価内容を加入者等に開示することが望ましい（法令解釈通知）。

<具体的な評価項目>

項番	内容
①	提示された商品群の全て又は多くが1金融グループに属する商品提供機関又は運用会社のものであった場合、それがもっぱら加入者等の利益のみを考慮したものであるといえるか。
②	下記のとおり、他の同種の商品よりも劣っている場合に、それがもっぱら加入者等の利益のみを考慮したものであるといえるか。 ・同種（例えば同一投資対象・同一投資手法）の他の商品と比較し、明らかに運用成績が劣る投資信託である。 ・他の金融機関が提供する元本確保型商品と比べ提示された利回りや安全性が明らかに低い元本確保型商品である。 ・同種（例えば同一投資対象・同一投資手法）の他の商品と比較して、手数料や解約時の条件が良くない商品である。
③	商品ラインナップの商品の手数料について、詳細が開示されていない場合又は開示されているが加入者にとって一覧性が無い若しくは詳細な内容の閲覧が分かりにくくなっている場合に、なぜそのような内容になっているか。
④	運営管理機関が事業主からの商品追加や除外の依頼を拒否する場合、それがもっぱら加入者等の利益のみを考慮したものであるか。
⑤	確定拠出年金運営管理機関による運用の方法のモニタリングの内容（商品や運用会社の評価基準を含む。）、またその報告があったか。
⑥	加入者等への情報提供がわかりやすく行われているか（例えば、コールセンターや加入者ウェブの運営状況）。

企業型確定拠出年金実施事業所の運営状況報告書集計結果（R4～R6調査実施分）

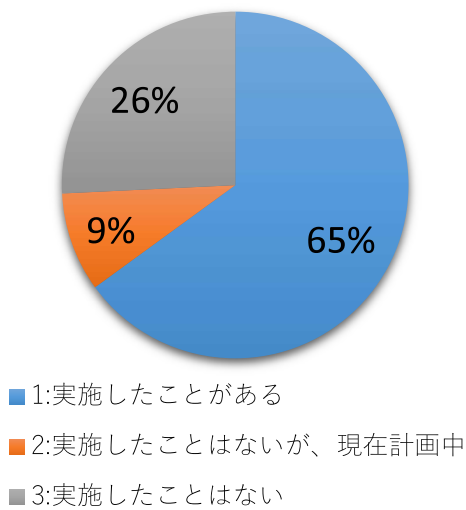
- 企業型DC実施事業所より報告を受けた運営状況について令和4年度から令和6年度の3年度分を集計したもの。
- 継続投資教育の実施状況としては、実施したことがある又は計画中が約7割、実施手法としては、社内報やメール、動画視聴、集合研修等が約3割。

1. 事業所に関する事項

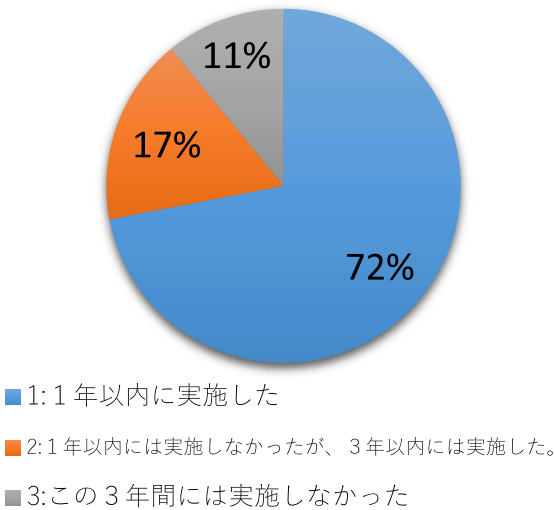
回答数	3,917	規約
	19,437	事業所
うち、DC加入者なし	495	事業所
うち、回答に不備	51	事業所
集計対象事業所数	18,891	事業所

2. 継続投資教育に関する事項

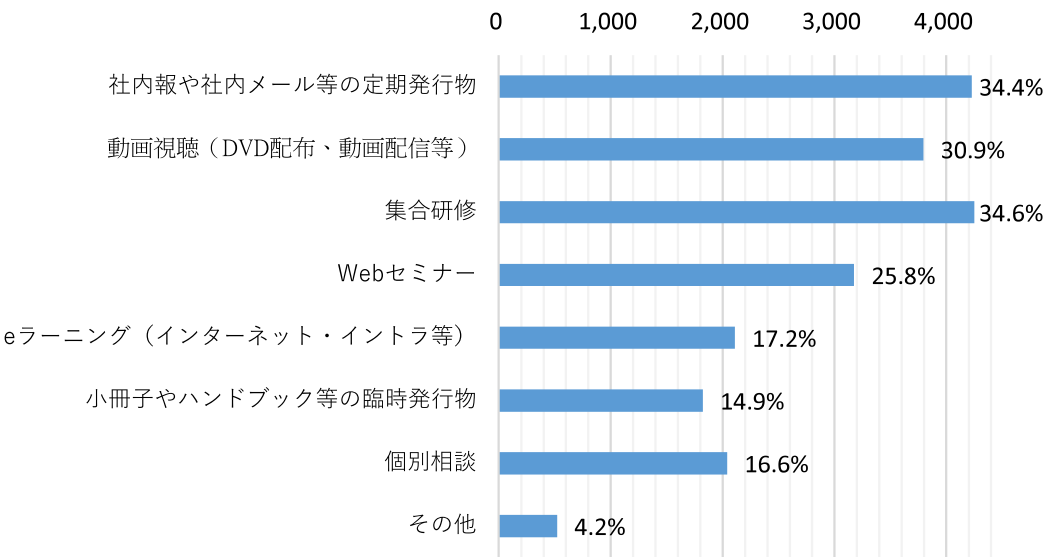
（1）継続教育の実施状況



（2）実施した時期



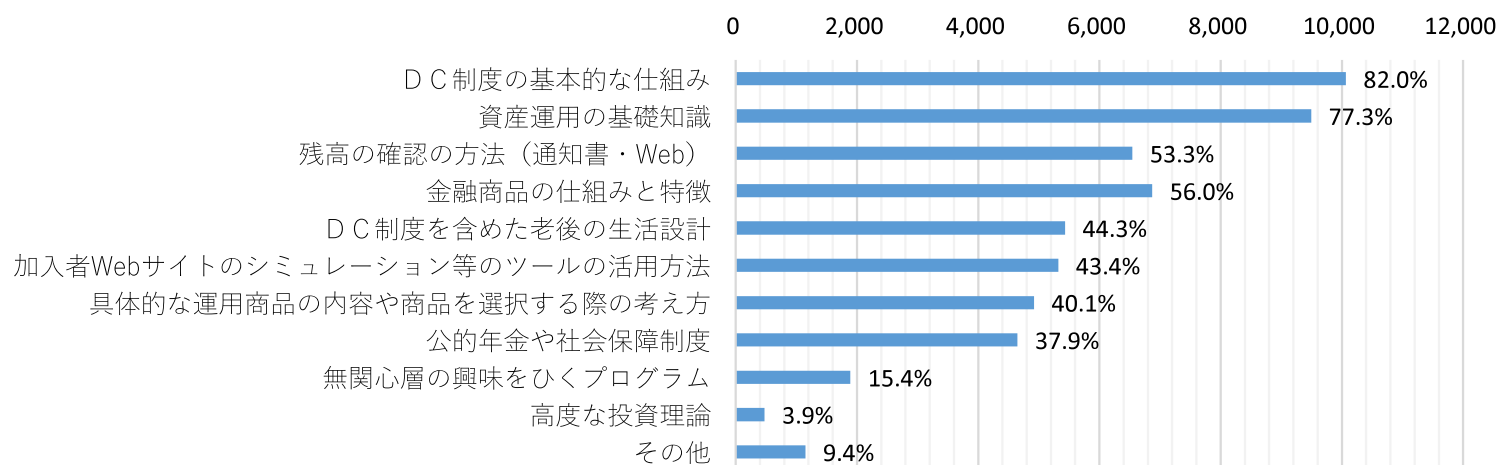
（3）継続教育の手法



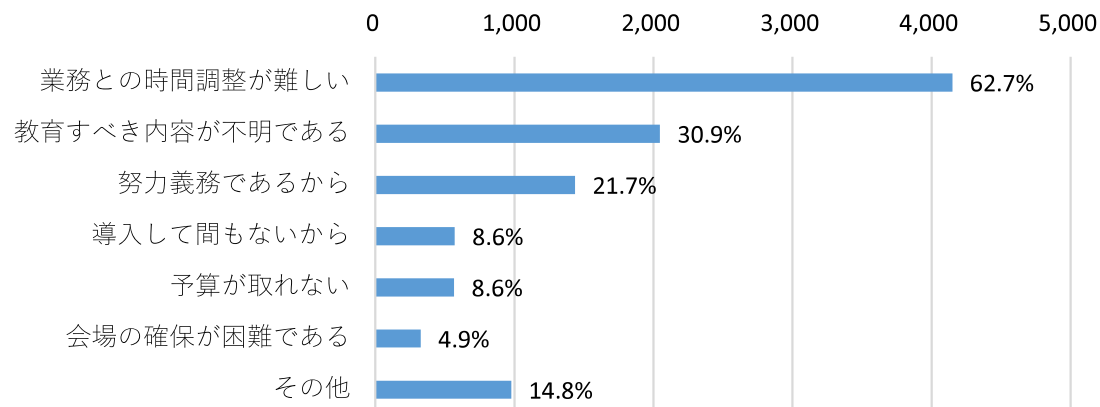
企業型確定拠出年金実施事業所の運営状況報告書集計結果（R4～R6調査実施分）

- 継続投資教育の内容としては、制度の基本的な仕組み、運用の基礎知識に加え、残高の確認方法、ツールの活用方法等、商品を選定に当たっての考え方等の教育も実施されている。
- 実施が困難な理由としては、業務との時間調整をあげた事業所が約6割。

（4）継続教育の内容



（5）実施していない理由

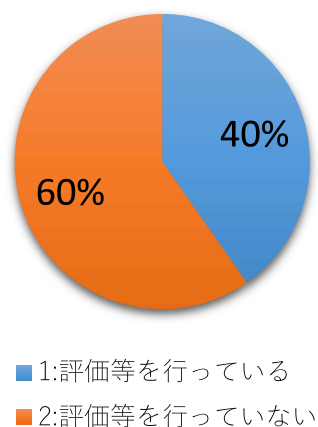


企業型確定拠出年金実施事業所の運営状況報告書集計結果（R4～R6調査実施分）

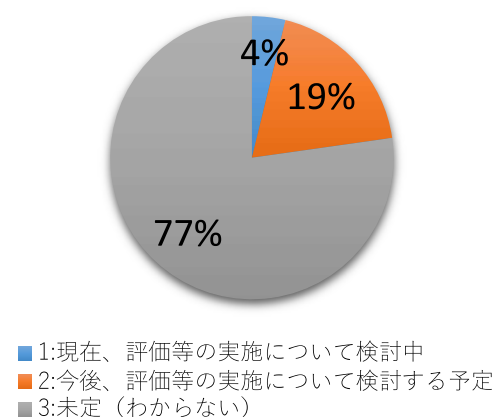
- 運営管理機関の評価等を実施しているのは約4割。運用商品のモニタリング結果の確認、ラインナップの確認を行っているのは約7割、実施していない理由としては、実施する趣旨・方法が不明という理由が半数。
- 厚生労働省は地方厚生（支）局を通じて、運営状況報告を基に、対象事業主への投資教育を促す取組を行っている。

3. 運営管理機関の定期的な評価に関する事項

（1）運営管理機関の評価等の実施状況

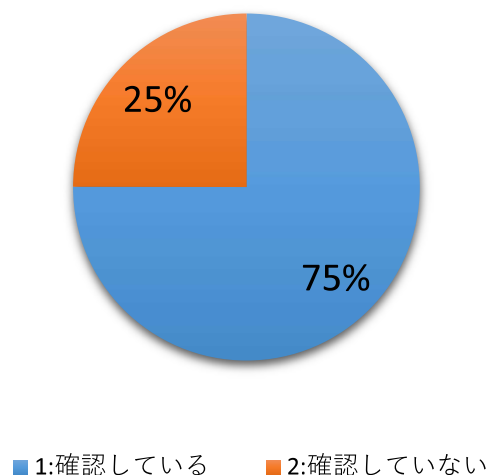


（2）評価等を実施していない場合の状況

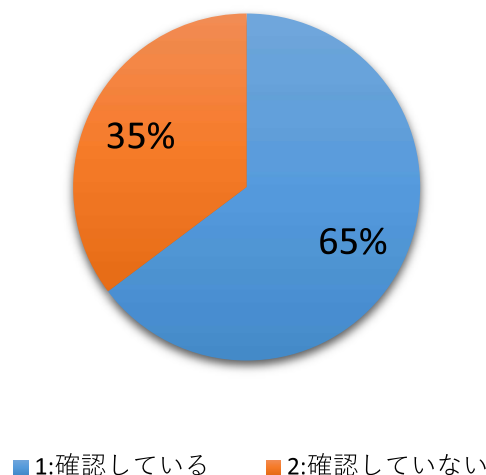


4. 運用商品のモニタリングに関する事項

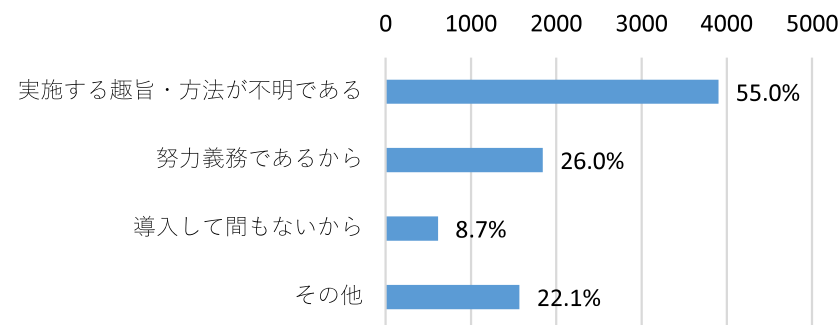
（1）運用商品のモニタリング結果の確認



（2）運用商品のラインナップの定期的な確認



（3）モニタリング等を実施していない理由



企業年金連合会の取組

- 企業年金の適切な制度運営に資するため、様々な情報提供及び情報開示の支援を実施。
- 継続投資教育をはじめとする企業型DCの課題に対して、継続投資教育事業や研修、ハンドブックの発行等により事業主の取組を支援。

＜企業年金連合会の役割＞

＜企業型DC向けのサービス＞

情報提供	●企業年金の最新情報や統計を提供 ・企業年金セミナー ・月刊「企業年金」 ・ニュースレター ・企業年金の実態に関する統計調査 ・ホームページ ・企業年金に関する基礎資料 ●企業年金からの照会を受け、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の情報（マイナンバー等）や日本年金機構の住所情報等を提供	継続投資教育事業	●事業主からの委託を受け、継続投資教育を実施 ・eラーニング ・年代別ライブ配信セミナー ・訪問セミナー
相談・助言	●会員からの相談等に応じて、相談・助言を実施 ●企業年金実務に関するeラーニングを配信	研修	●企業型DCの実務等に関する研修を実施 ・新任DC担当者研修 ・DC継続投資教育研修 ・DCステップアップ研修 ・運営管理機関の評価のポイント研修
研修	●企業年金の制度運営やガバナンスを担う人材を育成するための研修を体系的に実施 ・役職員研修 ・年金財政・資産運用研修 ・DB実務研修 等	資格認定制度	企業年金管理士（確定拠出年金）
ハンドブック等	●企業年金の制度運営に関するハンドブック等を発行 ・受託者責任ハンドブック ・監事監査ハンドブック ・BCPハンドブック ・AUP実践ハンドブック ・DB実務マニュアル	ハンドブック等	●企業型DCの制度運営に関するハンドブック等を発行 ・ガバナンスハンドブック ・制度運営ハンドブック ・投資教育ハンドブック ・継続教育実践ハンドブック（事例集） ・運営状況点検マニュアル
ホームページの開設・運営	●企業年金の加入者等に対する情報開示を支援するため、ホームページの開設・運営サービスを提供	情報提供	・「DC FILE」 ・確定拠出年金実態調査
企業年金プラットフォーム	●iDeCoの拠出限度額管理のため、企業年金情報を国民年金基金連合会と連携する「企業年金プラットフォーム」を運営	セミナー	●各種セミナーを実施 ・法律改正への対応 ・継続投資教育 等